

目 次

令和2年度 第3回いわき市地域自立支援協議会資料

日時：令和2年12月9日（水）資料発出
文書開催

1 報告事項について		
項目	資料No.	頁数
(1) 「いわき市地域自立支援協議会からの提言受理後ワーキンググループ」進捗状況について	資料1・2	1頁
(2) 第5次いわき市障がい者計画等の策定作業について	資料3・4・5 別冊1	4頁
(3) 令和3年度以降の各専門部会等の運営(案)について	資料6・7	7頁
2 協議事項について		
項目	資料No.	頁数
(1) 令和3年度自立支援協議会全体会(案)について	資料8・9	9頁

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

1 ワーキンググループ（以下WG）発足の経緯について

(1)令和元年東日本台風の発生後、いわき市地域自立支援協議会、各障害福祉サービス事業所及び障がい福祉課で、主に障がい者（児）に対するこれまでの災害対応について課題抽出を行い、意見を取りまとめたことから、障がい者等が災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるよう、課題と考えられるものに対する対応策について、自立支援協議会から市への提言書として提出された。

(2)障がい者（児）への災害対応については、行政関係課だけでなく、関係機関との共通認識と協力が不可欠であることから、市関係課だけでなく、自立支援協議会の代表など関係団体の方々にも参加していただき、WGを設置し、令和2年中を目途に、提言事項に関する具体的な協議を実施するものとした。

【WGメンバー】

- 市関係課： ①保健福祉課 ②障がい福祉課 ③介護保険課 ④危機管理課
※⑤地域包括ケア推進課⑥河川課 ⑦消防本部[総務課、警防課]
(※：協議案件に応じてスポット参加)
- 関係団体等： ①自立支援協議会 ②県老人福祉施設協議会特養部会いわき支部
③NPO 法人地域福祉ネットワークいわき

2 提言事項（全10項目）について

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 1 福祉避難所の開設時期や設置内容 | 6 被害を受けた他事業所の利用者の受け入れ |
| 2 一般避難所の質の向上 | 7 自宅生活継続者支援 |
| 3 避難行動要支援者名簿の整備と運用方法 | 8 申請窓口(避難所、自宅訪問) |
| 4 市からの災害関連情報の伝達方法 | 9 移動が難しい人の対応(居宅介護、移動支援) |
| 5 各事業所等における災害時対応マニュアルの整備や避難訓練 | 10 提言具現化のための組織の設立 |

3 WG協議内容について（11/26 第4回会議後時点）

(1)優先して取り組むべき事項

◎障がい者（児）等（要配慮者）について、逃げ遅れを出不さず、命を守る適切な避難行動がとれることを最優先とし、【平常時】と【発災前】の動きが重要と考えられることから、第1回会議にて、下記の3点を優先協議事項とした。

- ア 事業所間の連携・備え・指針（事業所間の相互支援体制の構築、非常時体制の明確化等）
- イ 避難行動要支援者名簿（新規登録の促進、登録情報の確認・更新と共有範囲の検討、実効性の検討等）
- ウ 福祉避難所（開設場所、開設時期、対象者、人員配置、資機材配備、報酬体制、移送方法の検討等）

(2)協議内容（会議での意見を踏まえた要点）

ア 事業所間の連携・備え・指針について

- ① 情報集約と情報共有（ツールの作成）
- ② コーディネート機能（ツールを活用した人材及び物資のコーディネート機能）
 - ・被災した事業所の速やかな情報集約と、サービス利用者への対応可能となるスキーム作成の必要性。特に、小規模法人や、事業所団体非加盟事業所の互助支援体制の構築と支援が必要。
 - ・自立支援協議会より、地域生活支援部会の事業所連絡会で事業所間のメーリングリストの作成。
 - ・各法人単位での情報集約を始め、事業所団体、事業所連絡会の丁寧な連動で、災害時に向けた平時の取組みを形成する。
 - ・事業所への協力勸奨やコーディネート機能の検討等、継続した議題は自立支援協議会での協議を検討。

イ 避難行動要支援者名簿について

①名簿の周知、勸奨、更新、情報共有の検討

- ・登録が見込まれる要配慮者について、様々な関係者からの勸奨が必要。
- ・常に最新とし、情報開示同意を得られるよう、定期的な勸奨通知を送付すると共に、【避難行動要支援者全体計画】より、各関係機関の役割分担を周知する必要性。
- ・支援者の有無によって個別避難計画の活用度が変動すると思われるため、支援者不在の方について、関係機関のアウトリーチ等の業務分担が必要。
- ・現状の名簿提供先以外の機関や地域への提供は、条例で個人情報取り扱いにも係ることから、必要性を鑑みて慎重に検討。

②名簿活用の実効性の検討

- ・地区の避難訓練での活用
- ・地域の防災会議や地域ケア会議等での活用
- ・名簿登録者をはじめとした要配慮者への理解促進

ウ 福祉避難所について

- ・開設時期、開設場所、人員配置、物資配備、移送方法の確保、通所等サービス提供事業所一時避難場所としての想定など、現状と課題について協議。
- ・福祉避難所の開設実績が無いことから、避難訓練及び開設シミュレーション実施の検討。
- ・協議内容を踏まえ、庁内関係課で継続した検討を要する。

4 進捗状況と今後の予定

時期	実施事項	対象	備考
7月	WG関係課に対する事前説明。 関係課は関係する提言事項について事前検討。	・障がい福祉課 ・WG関係課	
7月 8月	①副市長レク(7/30) ②市長レク(7/31) ③市長提言(8/7)	・市長 ・同席者 ・提言者	・報道機関投げ込み
8月 24日	第1回目会議 ・目的、協議内容、スケジュールの共有 ・提言内容の確認と実現性見通しの把握、優先協議事項の振り分け	・WG関係課 ・民間関係団体	・提言内容ごとに【着手状況】、【課題や取り組むべき内容】、【意見・提案】を共有。
9月 29日	第2回目会議 ・前回会議で出された確認事項の共有 ・優先協議事項の協議	・WG関係課 ・民間関係団体	・前回協議内容を担当部署で確認し持参 ・進捗状況整理
10月 30日	第3回目会議 ・前回会議後の状況確認・進捗状況共有	・WG関係課 ・民間関係団体	・各事業所団体や関係機関の実動性の把握等
11月 26日	第4回目会議 ・前回会議後の状況確認・進捗状況共有 ・継続案件の対応要否検討	・WG関係課 ・民間関係団体	・未協議事項や継続内容の協議 ・まとめに向けた協議
12月 25日 予定	第5回目会議（まとめ） ・対応取り組み状況評価 ・継続案件の対応要否確認	・WG関係課 ・民間関係団体	・終結 ・WG取りまとめ内容について自立支援協議会及び市へ報告

大規模水害対応タイムライン（現状想定版）

◎大規模な洪水・土砂災害に備え、平常時の備えや、発災時の障がい児者に対応する動きとして参照

市の大規模水害対応タイムライン（暫定版）

障がい児者の計画相談における対応視点（特記）

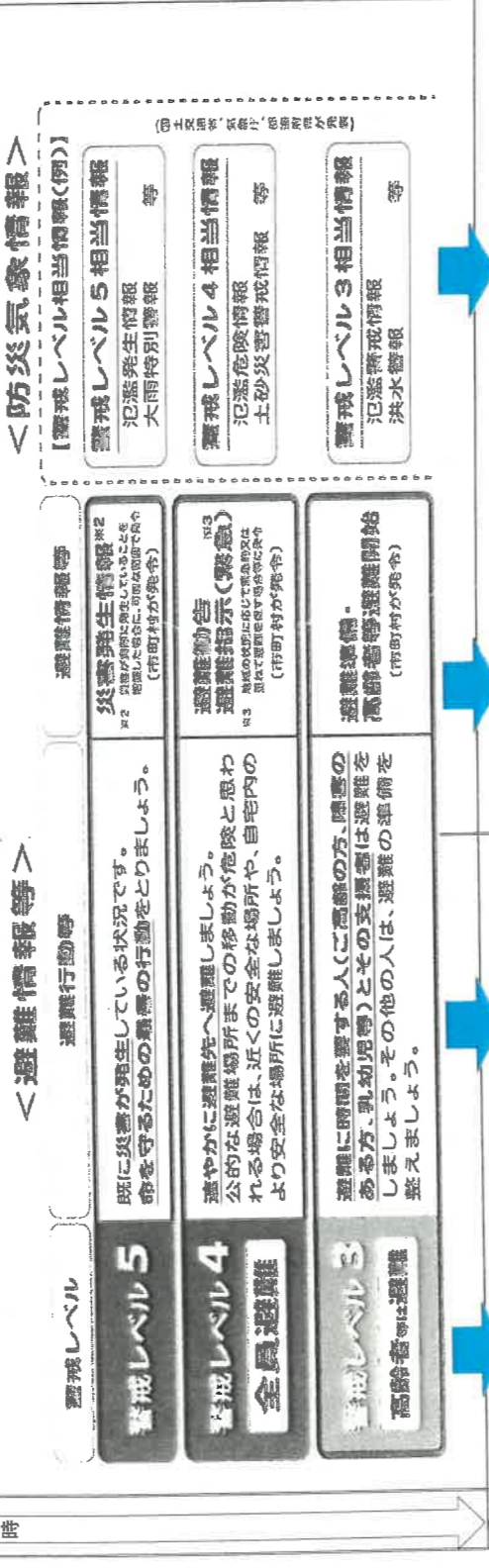
<p>平常時</p>	<p>平常時の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自宅の状況を確認 <ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画作成時にハザードマップの確認を本人と一緒に行う。 ※いわき市ホームページ「いわき市ハザードマップ」 ●利用者及び世帯の状況を把握（リスク状態の把握） <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしか家族暮らしかの確認 家族構成（避難対応可能か、8050などの家族状況）、特性（どのような支援が必要か）、身体（健康状態）、キーパーソンの有無（避難対応可能か）など緊急時に必要なアセスメントを行う（平日・夜間・土日・家族が不在の時間帯など各場面毎の構成を想定する）。 ●避難する場所 <ul style="list-style-type: none"> 本人と話し合いをして避難所・誘導（行き方）、情報を得る方法（メール登録など）の確認 避難誘導の有無を含め災害時の対応の意思確認を取っておく。 地区（地域）外の避難先、連絡先、連絡先、頼れる方の確認（相手にも受け入れ対応ができるかの確認） 医療的ケアが必要となる方を受け入れ可能な病院の確認（かかりつけ医との連携、事前の入院） 学校や事業所など本人が慣れた場所に避難できるよう事前に調整しておく。 ●避難する場所までの交通手段 <ul style="list-style-type: none"> 交通手段についても個別避難計画に記載する。 ●避難する際に支援してくれる人 <ul style="list-style-type: none"> サービス利用者について、各サービス提供事業所の作成する個別支援計画にも、各事業所で把握している状態像を踏まえ、避難計画について、各サービスの確認、避難のシミュレーションを行う。 担当者会議のときに避難計画についての確認、避難のシミュレーションを行う。 個人が何をするか（動き方）、意向の確認 事業所と非常時に備えた役割分担を設定しておく。 平日、休日、時間帯によってどう対応するのか、本人や事業所とイメージを作っておく。 地域の動きを知り（情報の伝達）、各地域にどのような危険がい児・者がいるか地域特性を把握しておく。 ※小地域ケア会議の開催や民生委員との連携についての共有 自力で避難できない人に避難の仕方をシートにして共有 ●発災が事前にわかる場合は避難後に相談支援事業所に連絡をもらえよう事前に事前に本人に伝えておく。 ●行政への情報伝達の流れを整理しておく。相談員は情報を集約して行政に伝える役割を担う。
<p>発災前</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難を開始するタイミング <ul style="list-style-type: none"> 警戒レベルを参考に本人と話をして避難するタイミングを決める。 ●必要な物を準備 <ul style="list-style-type: none"> 持ち出しバツグの準備、確認 医療器具について確認しておく。薬、機器（電話）。 救急医療情報キットの活用 ●避難行動要支援者登録 <ul style="list-style-type: none"> 申請のサポート、登録の更新（サービス更新時など） ヘルプカード、ヘルプマークの所持 ●事前の備え <ul style="list-style-type: none"> 平常時に作成した避難プランの活用時期や情報を伝える 個人の生活環境の点検（養生テープで窓の補強、水の確保など） 発災に備えた支援の実行（平常時の役割分担の取り決めが大事） 移動手段の確保
<p>発災</p>	<p>避難のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実際の避難するために必要なこと <ul style="list-style-type: none"> 情報を見ながら避難誘導 実際の声掛け 安否確認 大変な状況を伝え、アクション（避難）を促す 避難所の情報 民生委員へ連絡 事業所、ホームヘルパーとの連携 ●避難する際の注意点（相談員は発災時には対応困難であることを確認した上で） <ul style="list-style-type: none"> 避難の必要性を判断する（信頼出来る人に相談、2階の避難が良いのか、避難所へ行くべきか等） 確実に避難する（ニュースやラジオ、SNSなどの情報から判断 ※情報の信頼性の確認） 早めに避難する（自分の住んでいるところの避難所がいっぱいで入れなくなり、断られることがある） 避難時連絡をもらう ※発災前までに望ましい動き
<p>発災後</p>	<p>対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安否確認 <ul style="list-style-type: none"> 誰がどこにいるのかの把握（電話・訪問） 支援の薄い方の把握（計画なし、家族なしなど） ご本人への働き取りが重複しないよう、情報の集約をする人の整理 事業所の被災情報の整理・発信 同居していない家族への連絡 ●ニーズ確認 <ul style="list-style-type: none"> 食べ物・飲み物・入浴などの困りごと、これからどうしたいかの聞き取り・把握（トリアージ） 緊急ニーズの確認（ご本人からもSOSを発信してもらう） ●支援（個別ニーズに応じて対応） <ul style="list-style-type: none"> 避難所（自宅）での支援 支援物資の確保・配布 水・薬・入浴の対応 ご本人の安心づくり（声掛け） 個別ニーズに応じて必要な情報の収集・整理・提供 被災により事業所の利用ができないうちの方に対して支援可能な事業所の確認 ライフライン、生活状況の確認 医療、養育などの確認 衣食住の支援 サービスの調整
<p>発災後短期 1週～1ヶ月</p>	<p>既に災害が発生している状況</p> <p>◎命を守る最善の行動</p>
<p>発災後短期 1週～1ヶ月</p>	<p>対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安否確認 <ul style="list-style-type: none"> 繰り返し安否確認（状況が変化している人もいるため、事業所の協力を得ながら対象者全員に行う） 必要時二次訪問 ●ニーズ確認 <ul style="list-style-type: none"> ニーズが見えてくる時期なので個別に深め対応する ニーズの再確認・再調整（罹災証明が取れているか、手続き関係、健康面、居住の場、生活の質の向上） 必要に応じて申請のサポートも行う ●支援 <ul style="list-style-type: none"> 役割分担を考える 情報の集約→行政に情報提供・相談→対応策の検討 地域ごとに被災している事業所のフォローを行う 衣食住の状況確認

●避難確保計画の作成
 ●避難訓練の確実な実施

●避難所開設の事前取り組み
 ・市との避難所開設に係る協議。想定と準備。
 ・職員配備の体制確認・事前取り決め。
 ・避難所開設マニュアルの作成。
 ・資機材、駐車場等確認

●周知・広報
 ・施設側との避難所開設に係る協議。想定と準備、必要に応じて訓練。
 ・職員配備の体制確認・事前取り決め。
 ・施設利用者に対し、避難所開設想定される旨の周知（通常利用＜災害対応優先となること等）
 ・施設利用者に対し、いわき市防災メール登録の推奨。
 ・避難行動要支援者名簿への登録勧奨。最新状況確認と情報共有。

●避難訓練
 ・福祉避難所としての避難訓練を実施。



平常時	発災前	発災	発災直後	発災後短期
	<p>ア 発災可能性低</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運営・縮小・休所（施設判断） ・利用者及び関係職員への連絡 ・適宜情報収集 	<p>イ 発災可能性高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営縮小、休所（施設判断） ・利用者対応（開所中）：帰宅or施設で一定時間過ごす ・利用者対応（夜間休日）：利用者、家族等へ見通しの連絡を展開 	<p>ウ 避難所開設しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運営、縮小、休所（施設判断） ・利用者及び関係職員への連絡 ・適宜情報収集 	<p>エ 避難所開設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の要請により開設準備 ・利用者及び利用予定者への連絡 ・人員配備の連絡調整 ・市との連絡調整 ・避難者受け入れ開始（※非該当者への対応）
	<p>災害発生無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運営 ・必要に応じて、市へ状況報告 	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者対応（利用者状況把握、情報提供、資機材配備、必要に応じた介護、声かけ 等） ・情報収集と、市への状況報告 	<p>災害発生無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運営 ・必要に応じて、市へ状況報告 	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者対応（避難者状況把握、情報提供、資機材配備、必要に応じた介護、声かけ、見守り 等） ・市との情報共有 ・避難所閉所に向けた動きの確認
	<p>災害発生無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の把握 ・帰宅困難者がいる場合、家族、計画相談、CMと対応連絡調整 ・市に報告 ・収束目的の確認と、事業所再開の検討 ・長期避難者（見込み）が生じる場合、速やかな移動先の確保（家族、計画相談、CM、市等との相談） ・帰宅困難者が0のタイミングと、施設の被害状況の有無、職員の出動状況を加味して事業所再開。 	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の把握 ・帰宅困難者がいる場合、家族、計画相談、CMと対応連絡調整 ・市に報告 ・収束目的の確認と、事業所再開の検討 ・長期避難者（見込み）が生じる場合、速やかな移動先の確保（家族、計画相談、CM、市等との相談） ・帰宅困難者が0のタイミングと、施設の被害状況の有無、職員の出動状況を加味して事業所再開。 	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者がいる場合、家族、計画相談、CMと対応して連絡調整。市に報告。 ・避難所閉鎖の目的の確認と、事業所再開の検討 ・避難者が0のタイミングと職員の出動状況で事業所再開の準備 	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者がいる場合、家族、計画相談、CMと対応して連絡調整。市に報告。 ・避難所閉鎖の目的の確認と、事業所再開の検討 ・避難者が0のタイミングと職員の出動状況で事業所再開の準備
	<p>●施設利用者の被害状況把握</p> <p>●災害証明書等の必要な手続きの支援</p>			

第5次いわき市障がい者計画等策定(素案)の概要

1 計画策定の趣旨

計画期間の満了から次の3つの計画について、計画の策定を行う。

(1) 第5次市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画。現計画の期間は、平成26年度から令和2年度までの7年間であるが、障害福祉計画及び障害児福祉計画と終期を統一させる観点から、令和3年度から6年間の第5次市障がい者計画を策定する。

(2) 第6期市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るための計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられているもの。

現計画の期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間であることから、令和3年度から3年間の第6期市障害福祉計画を策定する。

(3) 第2期市障害児福祉計画

児童福祉法の改正(平成30年4月1日施行)に基づき、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害児通所支援等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るための計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられている。

現計画の期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間であることから、令和3年度から3年間の第2期市障害児福祉計画を策定する。

2 計画策定のポイント

(1) 第5次市障がい者計画

- ・6つの「基本目標」及び「施策分野」については変更せず現計画を継承する。
- ・「基本理念」、「計画における4つの視点」及び「各分野に位置づけられる施策の基本的方向性」について、法令等の改正や国の第4次障害者基本計画などの「国等の動向」、感染症対策等を踏まえた「社会情勢の変化」、各種調査結果からみる「地域課題の変化」等を考慮し、加除修正を行う。

(2) 第6期市障害福祉計画・第2期市障害児福祉計画

- ・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」(令和2年5月19日付厚生労働省告示第213号)に基づき「成果目標」及び障害福祉サービス等の「必要な見込量」及び「提供体制の確保に係る目標」を定め策定を行う。

3 主な改正点等

(1) 第5次市障がい者計画

基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、**地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現** …(変更)

勘案すべき国等の動向：国の第4次障害者基本計画及び市地域福祉計画の基本理念の反映

計画における4つの視点

視点1 **社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上** …(追加)

視点2 本人中心の総合的な支援 …(修正)

視点4 **関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進** …(追加)

勘案すべき国等の動向：国の第4次障害者基本計画の横断的視点の反映

施策の基本的方向性

【施策分野 啓発・広報】

ア **『共生社会』の理念普及** …(変更)

勘案すべき国等の動向：本市基本理念の反映

ウ **情報アクセシビリティの向上** …(変更)

勘案すべき国等の動向：国の第4次障害者基本計画の基本的な方向の表現反映

【施策分野 生活支援】

エ **障がい福祉サービス等の質の向上** …(変更)

勘案すべき国等の動向：国の第4次障害者基本計画の基本的な方向の表現反映
：障害者福祉計画における新たな成果目標としての設定

キ **地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化** …(変更)

勘案すべき地域課題の変化：地域生活支援体制の整備実施に伴う体制強化の必要性

※上記以外の施策名称自体に変更がない項目についても、施策の詳細な内容(重点施策等)部分に、法令等の改正や社会情勢の変化等を反映

(2) 第6期市障害福祉計画・第2期市障害児福祉計画

- ・基本指針の改正に伴う新たな成果目標の設定
→相談支援体制の充実・強化等
→障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・地域ごとの現状を把握し、適切なサービスを提供できるよう、アンケート調査結果も踏まえながら障害福祉サービス等の見込量について、7圏域ごとに分析を行い、総合的に算出。

第5次いわき市障がい者計画の施策体系

【基本理念】 「すべての市民が、相互に支え合い、**地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現**」

【基本目標】

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会を確保すること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁を除去すること。

計画における4つの視点

【視点1】 **社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上**

- (1) 「共生社会」の理念普及
- (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- (3) 障がい理解のための福祉教育の推進
- (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- (5) 就業支援及び生活支援施策の推進
- (6) 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

【視点2】 **本人中心の総合的な支援**

- (1) 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- (2) 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- (3) 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- (4) 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
- (5) 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- (6) 多様な就労の場の確保

【視点3】 **障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供**

- (1) 障がい福祉サービス等の**質の向上**
- (2) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防
- (4) リハビリテーションと医療の充実
- (5) 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
- (6) 社会的及び職業的自立の促進

【視点4】 **関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と**実効性のある取り組みの推進****

第5次障がい者計画は、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。



※ 赤字が今回修正を加えたもの。

令和3年度以降の専門部会等の運営について（案）

いわき市地域自立支援協議会は、全体会のほか、運営会議、専門部会及び地域会議等の下部組織により構成されておりますが、前回全体会において、専門部会等の下部組織の目的を明確にして運営すべきであるとの指摘があったこと等を踏まえ、専門部会等の運営について見直したいと考えております。

次のとおり、現時点での見直し案を提示いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。（次回以降の全体会において協議いただく予定です）

1 専門部会等の現状と課題について

- (1) 成果評価が不十分なまま課題が深掘りされ、専門部会等の存続及び増設が続いている。（令和2年12月1日現在、4つの専門部会のほか、専門部会準備会及び検討チームを1つずつ、10事業の事業所連絡会を設置）
- (2) 地域福祉力を向上させるための事業所間の連携・互助が十分ではない。
- (3) 専門部会等の設置数が増加したことに伴い、基幹相談支援センター及びいわき障がい者相談支援センターの事務的負担が増大し、地域会議の開催に支障が生じている。

2 地域会議（個別ケア会議及び小地域ケア会議）の現状と課題について

- (1) 専門部会等の設置数及び相談件数の増に伴う基幹相談支援センター及びいわき障がい者相談支援センターの事務的負担の増により、地域会議の開催に支障が生じ、地域課題の把握が十分にできていない。
- (2) 地域課題を踏まえた地域の支援体制強化に向けた取り組みが十分に実施できていない。

3 令和3年度以降の運営について（案）

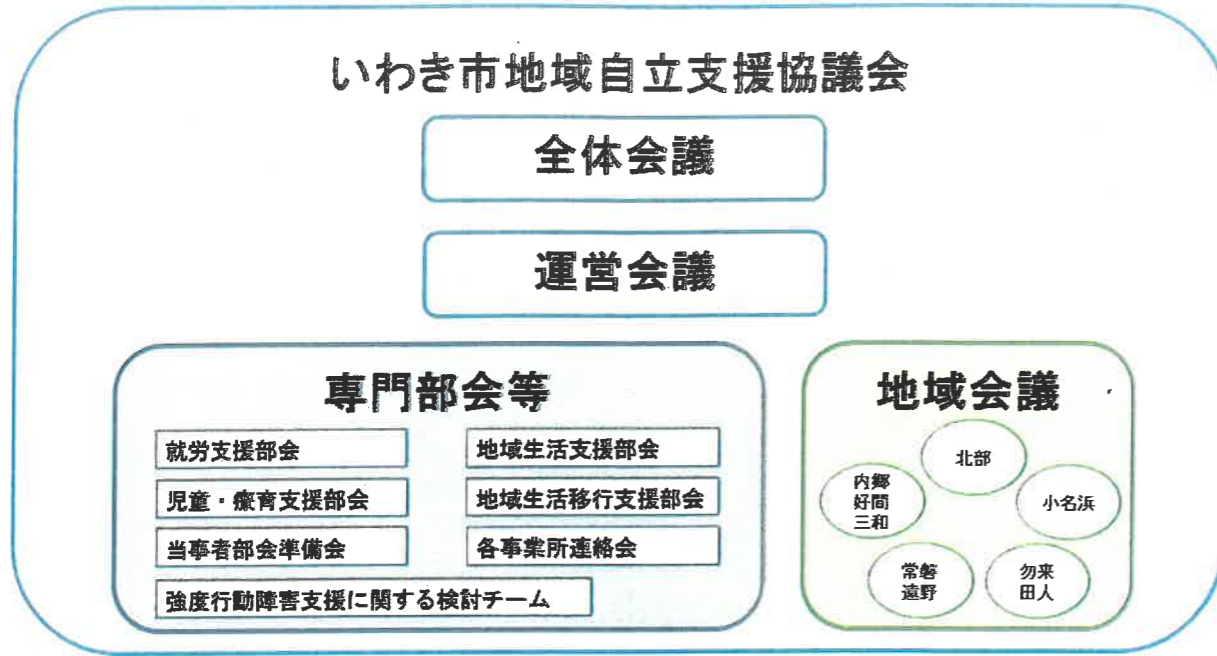
(1) 専門部会等について

- ① これまでの成果等の評価・整理し、必要に応じて統廃合を行う。
- ② 新規に設置する場合、解決すべき課題、目的及び設置期間を明確にする。
- ③ 定期的に成果評価を行う。原則として、常設とせず目的達成後は廃止する。
- ④ 各専門部会において設置を推進してきた事業所連絡会について、事業所における自主運営に向けた支援を行う。

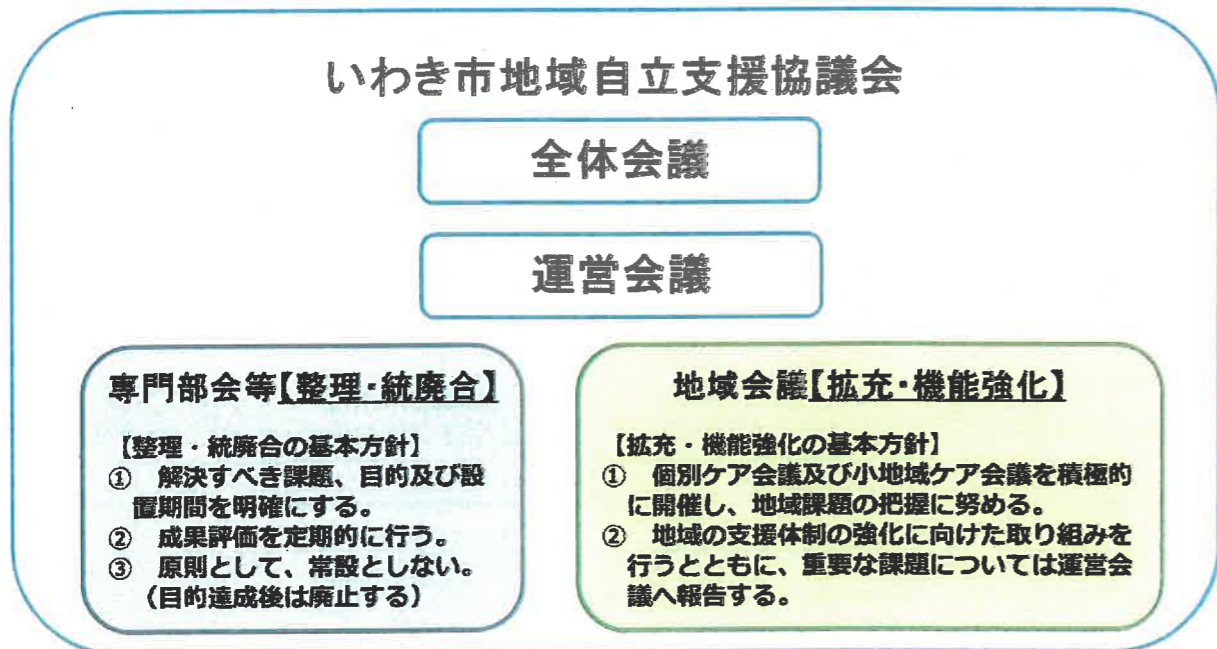
(2) 地域会議について

- ① 積極的に会議を開催し、地域課題の把握及び地域の支援体制強化に向けた取り組みを充実させる。
- ② 高齢分野における中地域ケア会議（各地区保健福祉センターにおいて開催）に参画し、高齢分野と障害分野の垣根を超えた支援体制の構築を検討する。

【現行】



【見直し（案）】



令和 3 年度自立支援協議会全体会について 概要（案）

いわき市地域自立支援協議会設置要綱第 4 条において、「構成員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。」とあります。

現在の構成委員の任期は令和 2 年度 3 月 31 日までとなっていることから、令和 3 年度の委員改選に向けて、自立支援協議会の構成委員の見直しについて検討するものです。

また、自立支援協議会の専門性の強化についても併せて検討するものです。

1 委員構成について

- (1) 委員構成については、要綱別表（第 3 条関係）にて、区分、団体等名を定めており、委員の改選にあたっては従来通り、各団体等より委員の御推薦を頂きたいと思えます。
- (2) 市内の障がい分野を取り巻く状況においては、事業所数や法人が増加してきていること、課題も重複化してきていることから、自立支援協議会においてはこれまで以上に様々な課題について活発な協議を実施していく必要性があります。このことから、障害者福祉施設等の各社会福祉法人（4 法人）におかれましては、事業分野毎の課題提出や提案も含めた幅広い知見からの御意見を頂きたく、委員の御推薦をよろしくお願いたします。

2 専門性の強化について

- (1) 現在、いわゆる 8050 問題の様に、複合課題を抱える困難事例が支援現場において表面化してきており、困難事例の検討や調整には、法律関係（弁護士会、司法書士会）や居住関係（賃貸住宅事業関係）など、幅広い専門的な立場からの支援が必要となることがあります。
- (2) このことから、次年度以降は、自立支援協議会が所掌する「困難事例等の検討・調整に関すること」（要綱第 2 条(1)）の機能強化のため、より幅広い分野の関係機関等について、必要に応じてスポット参加を促し、自立支援協議会の専門性の強化を図って参りたいと考えます。

（参考要綱）いわき市地域自立支援協議会設置要綱第 6 条の 2

【会長が、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる】

いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

2 会長が、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会を設けることができる。

2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 等 名
学識経験者	大学等
	(内科医又は整形外科医)
	(精神科医)
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき市障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等